

## 十一、解 決 狀 况

一率一割増を主張して譲らざりし爲請負人側では遂に事業を中止すると共に、五日主謀者小笠原某外十名を解雇せり。

双方の主張右の如くにして決裂状態となり從業員側に於ては直接行動に出でんと一時尖銳化したのであるが、警察當局の警告と爭議経緯の不利を覺り漸やく六日午後大部分の就業を見るに至つたので、請負人側にありても十一名の解雇者中小笠原某外二名を除く八名には誓約書を提出せしめて復職を許し、解雇者三名には左の給與をして解決せり。

解雇者三名に對し、  
解雇手當各々參拾圓宛支給。

法人協調會福岡出張所

相手人協調會福岡出張所

「各人一率一割も回収丁度ひき、從業員側より賃金の幾割かの賞金引換口子の五分以降一階の算盤を立て、且真並外難處甚難玉田の轟吉射殺し請負人側より日計亦回答外様に從業員十間不繩の財源あり」従事小倉警察署號ある答對懇業主重否で  
本糾題引進せる再交過討跡機軒離せるる共に本回答引異8隻火薬單賄等一本あり立黒削石で  
「船木賞金封十臺引替賃金離せば甚難賞金等一階曾離て  
外全清支給め  
日、庭審の未審會金纏上鉢來の賃金八艮令の餘擇支離日  
て、裕慮限刻環引一輪他韻題せり  
申、庭審船員引賃金資の追還を縣退院する  
と、一連辦業員中より共齊達員拿出で立ち去離せ